

## ～山形県賃金引上げ緊急支援事業 併用の可否について～

### 【基本的な考え方】

◆賃金の引き上げに関する支援金以外の支援金は基本的に併用可能です。

### ◆賃金の引上げに関連する支援金について

・国の支援策について	厚生労働省の「賃金引上げ支援策」が実施されています。このうち、キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)との併用は不可ですが、他の施策との併用は可能です。
・県の支援策について	「山形県医療機関等賃上げ・物価上昇対策給付金」と「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金」の2つが条件付きの併用可となっていますが他は基本的には併用可能です。
・市町村の支援策について	個別の支援策により異なるため、都度ご確認ください。 ※令和7年度に市町村で実施した事業ですすでに終了し、賃上げ期間も今回の県の事業と重なっていないものは、併用可能。 現在実施中の上山市の「上山市物価高騰対策賃金向上推進事業支援金事業」は併用可能。

実施元	支援金名	併用の可否	理由・解説
国 (厚労省)	業務改善助成金	○	最低賃金を引き上げは条件にはなっていますが、目的は「設備投資等を行うこと」であるため、併用可能です。
国 (厚労省)	キャリアアップ助成金(賃金規定など改定コース)	×	賃金引上げに関連する助成金のため併用不可。
国 (厚労省)	働き方改革推進支援助成金	○	労働時間削減や年次有給休暇取得促進のためであり、賃金引上げには関係ないため併用可能です。
国 (厚労省)	トライアル雇用助成金	○	賃金引き上げとは無関係のため併用可能です。
国 (厚労省)	エイジフレンドリー助成金	○	高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や、専門家による指導を受けるための経費の一部を補助する助成金。 賃金引上げには関係ないため併用可。
国 (厚労省)	雇用調整助成金	△(条件付き)	雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業、教育訓練、出向に要した費用を助成する制度。休業し、休業手当のみを支払っている場合は併用不可だが、数日程度の休業でそれ以外は賃金を支払っている場合や、出向、教育訓練等で事業主が賃金を支払っている等の実態があれば申請可能。休業の日数についてはご相談ください。
国 (厚労省)	特定求職者雇用開発助成金	○	高齢者や障害者等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者(雇用保険の一般被保険者)として雇い入れる事業主に対して助成されるもの。賃金引上げとは関係ないため併用可。
国 (中小企業庁)	賃上げ促進税制	×	賃金引上げに関する制度のため、併用不可。
国 (中小企業庁)	デジタル化・AI導入補助金(旧:IT導入補助金)	○	中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール(ソフトウェア、サービス等)の導入を支援する補助金。賃金引上げには関係ないため併用可能。
山形県	山形県生産性向上・職場環境整備等補助金	○	対象はR7.3.31でベースアップ評価料を届け出て入る事業所であり、賃上げ期間が重ならないため
山形県	山形県医療機関等賃上げ・物価上昇対策給付金	△(条件付き)	重複支援可能だが、この給付金による賃上げ分を含まず計算する必要あり。 (例) 引上げ前時給 960円、引上げ後時給1,040円 国の補正予算からの支援金を給与に反映させており、その金額が時給50円分だった場合 ⇒1,040円-960円=80円UPとなりますが、国の補正予算からの支援が時給50円分支給されているため、事業所が引上げた賃金は、実質30円分となります。 この場合は、64円未満のため支援金の対象になりません。 同じ条件で1,074円まで引上げている場合は、国の支援を除いた引上げ額が64円となるため、対象になります。
山形県	令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業補助金交付	△(条件付き)	重複支援可能だが、この給付金による賃上げ分を含まず計算する必要あり。 (例) 引上げ前時給 960円、引上げ後時給1,040円 国の補正予算からの支援金を給与に反映させており、その金額が時給50円分だった場合 ⇒1,040円-960円=80円UPとなりますが、国の補正予算からの支援が時給50円分支給されているため、事業所が引上げた賃金は、実質30円分となります。 この場合は、64円未満のため支援金の対象になりません。 同じ条件で1,074円まで引上げている場合は、国の支援を除いた引上げ額が64円となるため、対象になります。
山形県	令和7年度(12月補正分)山形県医療機関等物価高騰対策支援金	○	物価高騰による燃料費等のかかり増し対策であり、賃上げが含まれていないため、併用可能
山形県	山形県観光施設等経営強化支援事業助成金	○	観光事業者向けのDXの推進・高付加価値化に関する助成金であり賃金引上げではないため、併用可能。
山形県	中小企業まるっとサポート事業費	○	県内の中小企業・小規模事業者等が経営革新計画などの各種計画に基づいて実施する設備投資の取組みに対し、補助金を交付するもの。賃金引上げに関係ないため併用可能。